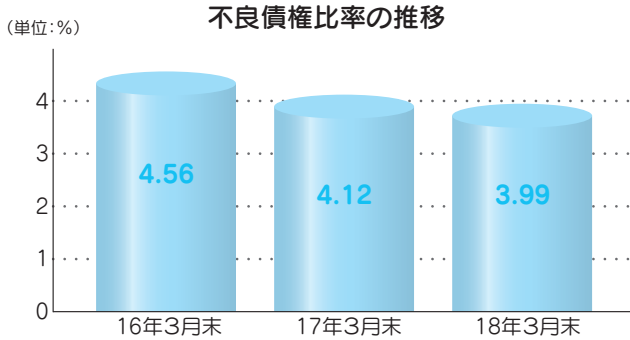


不良債権の状況

不良債権の状況

金融再生法に基づく開示債権の状況

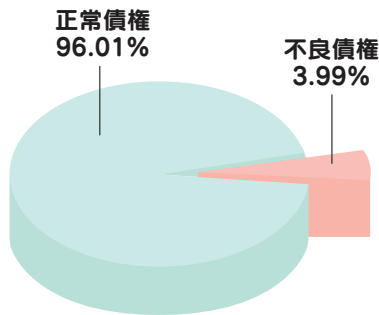


当金庫では、資産の健全化のため積極的に償却・引当を行っており、金融再生法に基づく開示債権のうち、不良債権に係る実質的な会計上の処理はすべて完了しています。(※)

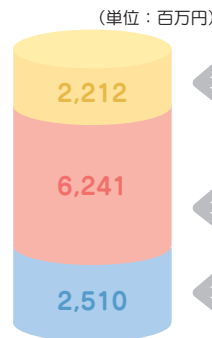
また、事業サポート室を中心に、企業再生支援などにも積極的に取り組んでおり、不良債権残高の削減に努めています。

※債権ごとに個別貸倒引当金の計上が必要である「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の個別貸倒引当金の引当率は95.69%となっています。引当が行われていない4.31%に相当する100百万円は返済が継続されており償却・引当事由に該当しないため引当が行えないものです。

金融再生法に基づく開示債権



不良債権の内訳



破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

危険債権

経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権

要管理債権

3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権

金融再生法開示債権の内訳

(単位: 百万円)

	平成16年度	平成17年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,690	2,212
危険債権	5,539	6,241
要管理債権	3,042	2,510
正常債権	261,818	263,314
合計	273,092	274,279

金融再生法開示債権保全状況

(単位: 百万円)

	平成16年度	平成17年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (A)	2,690	2,212
危険債権 (B)	5,539	6,241
小計 (C)=(A)+(B)	8,230	8,453
保全額 (D)	8,134	8,353
個別貸倒引当金 (E)	2,499	2,236
担保・保証等 (F)	5,634	6,116
保全率 (G)=(D)÷(C)×100	98.83%	98.81%
要管理債権 (H)	3,042	2,510
保全額 (I)	1,788	2,224
一般貸倒引当金 (J)	443	423
担保・保証等 (K)	1,345	1,800
保全率 (L)=(I)÷(H)×100	58.78%	88.57%
合計 (M)=(A)+(B)+(H)	11,273	10,964
保全額 (N)	9,922	10,577
貸倒引当金 (O)=(E)+(J)	2,943	2,660
担保・保証等 (P)=(F)+(K)	6,979	7,917
保全率 (Q)=(N)÷(M)×100	88.02%	96.46%
担保・保証等控除後債権に対する引当率 (R)=(O)÷{(M)-(P)}×100	68.54%	87.29%

(注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

信用金庫法に基づくリスク管理債権の状況

(単位:百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度
リスク管理債権の合計 (C)+(J)	11,208	10,918
破綻先債権額 (A)	1,127	819
延滞債権額 (B)	7,037	7,588
合計 (C)=(A)+(B)	8,165	8,408
担保・保証額 (D)	5,594	6,085
回収に懸念がある債権額 (E)=(C)-(D)	2,570	2,322
個別貸倒引当金 (F)	2,474	2,222
同引当率 (G)=(F)÷(E)×100	96.25%	95.67%
3カ月以上延滞債権額 (H)	95	140
貸出条件緩和債権額 (I)	2,947	2,370
合計 (J)=(H)+(I)	3,042	2,510
担保・保証額 (K)	1,345	1,800
回収に管理を要する債権額 (L)=(J)-(K)	1,697	710
貸倒引当金 (M)	443	423
同引当率 (N)=(M)÷(L)×100	26.12%	59.62%

- (注) 1. 「破綻先債権」(A)とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
- ①会社更生法または金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③破産法の規定による破産の申立てがあった債務者
 - ④商法の規定による整理開始または特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ②債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3. 「3カ月以上延滞債権」(H)とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引き当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表に記載した金額ではなく、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3カ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引き当てた額を記載しております。